

# 豊平区ネットワーク会議設置要領

## (目的)

第1条 豊平区ネットワーク会議（以下「会議」という。）は、地域住民と行政など関係機関との連携と協働により、それぞれの特長を活かしながら、安全安心で心豊かな住みよいまちづくりを進めることを目的として設置する。

## (組織)

第2条 この会議は、次の団体・機関等により組織し、必要の都度追加できるものとする。

(1) 構成団体は次のとおりとする。

- 各地区町内会連合会
- 札幌市豊平消防団
- 札幌豊平区防火委員会
- 豊平区災害防止協力会
- 札幌市赤十字奉仕団
- 札幌豊平防犯協会連合会
- 札幌豊平地域安全活動推進委員連絡協議会
- 豊平区青少年育成委員会連絡協議会
- 豊平区中学校区青少年健全育成推進会
- 豊平警察署少年補導員連絡協議会
- 豊平区交通安全運動推進委員会
- 各地区交通安全実践会（豊平地区交通安全運動推進委員会を含む）
- 豊平区交通安全指導員会
- 豊平区交通安全母の会連絡協議会
- 札幌豊平交通安全協会
- 札幌豊平地域交通安全活動推進委員協議会
- 小学校長会豊平支部
- 豊平区中学校長会
- 豊平区PTA連合会
- スクールガードリーダー（区内小学校担当）
- 豊平区民生委員児童委員協議会
- 豊平区社会福祉協議会
- 豊平区老人クラブ連合会

- 豊平・清田区商店街連絡協議会
  - 札幌商工会議所（中小企業相談所 豊平支所）
  - 各地区まちづくり協議会
  - 北海道中小企業家同友会札幌支部豊平・清田地区会
- (2) 会議の運営及び活動にあたり、次の関係機関等と連携し支援を得る。
- 豊平警察署
  - 豊平消防署
  - 株式会社エフエムとよひら
- (3) 会議の円滑な運営を図るため関係者による運営委員会を置く。
- (4) 会議の事務局は、豊平区市民部とする。

#### (会議の性格及び活動)

第3条 この会議は、豊平区の住みよいまちづくりを進めるための協議、検討、情報共有の場とし、次の活動を行う。

- (1) 情報交換、情報提供
- (2) 課題の洗い出し、必要な取組みの検討
- (3) 研修
- (4) その他、会議の目的達成のために必要な活動

#### (役員)

第4条 会議の議長は、豊平区町内会連合会連絡協議会会長とする。また、議長が不在の際の代理として副議長を置くものとし、豊平区PTA連合会会長を充てる。

#### (顧問)

第5条 会議に顧問を置くものとし、豊平区長及び豊平警察署長とする。

#### (運営委員会)

第6条 運営委員会は、会議の円滑な運営を図るため、必要な協議を行う。

- 2 運営委員会は、会議の議長、議長を除く各町内会連合会会長、各地区まちづくり協議会会長（町内会連合会の会長との兼任者を除く）をもって構成する。
- 3 運営委員会に運営委員長及び副委員長を置く。
- 4 運営委員長及び副委員長は運営委員の互選により決定する。
- 5 運営委員会には運営委員のほか必要に応じて他の関係者を参加させることができる。

(部会)

第7条 会議の下に、それぞれ必要な協議・検討等を行うため部会を置くものとする。

2 部会及び部会の構成は別表のとおりとする。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は別表に定める団体の代表者とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の組織及び運営等について必要な事項は運営委員会で定める。

この要領は平成20年3月7日から実施する。

#### 改 定 日

第1回改定 平成21年2月24日

第2回改定 平成23年3月17日

第3回改定 平成24年2月22日

第4回改定 平成27年11月5日

第5回改定 平成31年2月12日